

2012年2月23日

aereo サービスについての簡単な検討 (SOFTIC セミナー 補足資料)

奥邨弘司

先日、twitter 上で話題となっていた「aereo」サービス。

http://reviews.cnet.com/8301-33199_7-57377530-221/aereo-brings-over-the-air-tv-to-the-cloud/?tag=mncol:1n

一言でいうと、アンテナ内蔵のロケーションフリーと、2台のリモート DVR を使用させるサービスのようである。

記事による限り、指先に乗るチップ型アンテナを、個々のユーザに割り当て、個々のアンテナで受信した放送 (HD なので多分デジタル) は、割り当てた特定ユーザに向けてインターネット経由でストリーミング配信するシステムのようなものである。また2台のリモート DVR を利用可能ということなので、先の個別アンテナで受信した放送は、同時に2番組まで録画可能と思われる。当然、タイムシフト再生が可能なはず。(なお、リモート DVR がどのような技術で実現されているかはよく分からない。物理的に DVR が存在するのか、それともサーバ上に実現されるバーチャルな形なのかは不明)

このサービスが、仮に日本で行われたらどうなるだろうか。この点、三村量一＝松田俊治＝藤本裕太郎＝田村吉央〔判比〕(まねきTV・ロクラクII最判) 知財研フォーラム 85号 67頁では、まねきTV最判を分析して、同最判の論理によるなら、もしアンテナ内蔵のベースステーションをユーザが業者に預けたなら、入力者＝送信者＝受信者は全てユーザとなるから、少なくともストリーミング配信サービスについて、公衆送信権侵害などは問題とならないのではないかと指摘されていたことが想起される。

では、アメリカ法上はどうなるだろうか。まず、番組の録画のために、リモート DVR を使用させるサービスについては、寄与侵害・代位責任が問題となり得る。しかし、ユーザによる録画はタイムシフト目的といえるだろうからフェアユースとなって適法となるものと思われる。この場合、業者について寄与侵害も代位責任も成立しないというのが、いわゆるソニー事件最高裁判決の考え方に沿った結論ということになる。

では、リモート DVR に録画した番組をユーザの求めに応じてユーザに送信することはどう評価されるか。送信の主体をユーザと解すれば、自分が自分に送信しているだけなので公衆送信権 (米国の場合正確には公の実演権) 侵害とはならないだろう。侵害とならない行為に助力などしても、寄与侵害などは成立しない、というのが、米国における間接侵害の基本とされるから、それに従えばサービスを提供する業者に侵害責任は発生しないこととなる。

もし、送信の主体を業者と解しても、個々のユーザに送信されるのは、ユーザ毎にユニークな複製物を元に生み出された送信なので、一つ一つ別物と考え、このような場合、公衆への送信とならないというのが、Cablevision Systems 事件第2巡回区控訴裁判決の論理である。このサービス、当初はNY市の一部地区の住民限定で提供されるようだが、NY市は第2巡回区に属しているから、前記裁判例の影響は小さくないものと思われる。

最後に、アンテナ+インターネットへの変換装置をユーザに使用させているサービスは

どう評価されるか。基本的に、DVR からの送信と類似の考え方になるのではないかと思う。すなわち、送信の主体をユーザと解すれば、自分が自分に送信しているだけなので公衆送信権侵害とはならないだろう。結果、業者には寄与侵害などは成立しないこととなりそうである。

仮に、送信の主体を業者と解した場合はどうだろうか。ここで、チップ型アンテナを個々のユーザに割り当てていることが、意味を持ってくるように思う。すなわち、個々のアンテナで受けたものは別物、と評価すれば、先の **Cablevision** 事件判決の論理を応用して、公衆への送信とならない、といえそうな気がする。(前記記事にも、個々のユーザにアンテナを割り当てるのは上長だが、法的リスクを避けるためである、旨の記述があるが、この点を指しているのではないかと思われる。)

このように、今回のサービス、米国の著作権関連の裁判例を非常に良く研究したもののようと思われる。

もし仮に著作権者が争うとするなら、**Cablevision** 事件判決の「個々のユーザに送信されるのは、ユーザ毎にユニークな複製物を元に生み出された送信なので、一つ一つ別物と考え、このような場合、公衆への送信とならない」という論理であろう。つまり、ストリーミング送信およびリモート DVR の再生に伴う送信について、その主体は業者であり、同一の著作物を送信している以上、個々の送信の元になった複製物が異なったり、個々の送信を生み出したアンテナが異なったりしても、公衆への送信であることに変わりはないと主張することになるだろう。つまり、**Cablevision** 事件の再戦 (リベンジ) ということになるだろう。(なお、かつて **Infinity** 事件判決において、ラジオを電話回線経由で遠隔地で聴取できる用にサービスが公の実演権侵害とされている。詳しくは山本隆司=奥邨弘司『フェアユースの考え方』(太田出版) 270 頁参照。)

このサービス今後は注目される。